平成２６年（フ）第３２号
山口県光市中島田１丁目９番島田県営住宅１棟104号
債務者　荒川　絹枝
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３４号
山口県下松市楠木町１丁目２番14号
債務者　原田　　清
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５２号
山口県宇部市大字東吉部3208番地、住民票上の住所大阪府堺市北区新金岡町４丁６番13―305号
債務者　吉本　由花
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３１号
群馬県桐生市川内町３丁目493番地
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２８７号
千葉市花見川区検見川町１丁目37番地11　朝日荘201号
債務者　服田　義人
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０１号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区５棟101号
債務者　越川千恵子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０９号
千葉県船橋市高根台５丁目１番277棟302号
債務者　石川　未祐
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３８号
愛知県海部郡蟹江町今西２丁目63番地　サニーホームズ服部103号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下山119番地５ラドーニタワー蟹江504号
債務者　竹内由加里
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６２号
兵庫県加古川市加古川町木村689番地マンションリバーサイド102号伊尻二美方、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町養田1476番地の１
債務者　谷岡電機サービスこと　谷岡　隆博
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４６号
兵庫県姫路市増位本町１丁目４番14号　サンライズ栄和105、従前の住所兵庫県姫路市城東町野田１番地３
債務者　平塚　典子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０９号
広島市佐伯区屋代３丁目21番６―201号
債務者　松下　卓也
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６７号
広島市中区舟入幸町13番26―202号　みのり荘
債務者　上田　貴紀
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７０号
広島市中区榎町12番１号
債務者　大上　直樹
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
愛媛県今治市伯方町伊方甲番外28番地、前住所愛媛県越智郡上島町弓削日比655番地
債務者　馬越　　信
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１１１号
長崎県長崎市芒塚町539―３、住民票上の住所長崎県長崎市銅座町６番10号
債務者　渡瀬　靖子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
長崎県長崎市愛宕３丁目10番18号　吉村マンション401号
債務者　内野　広志
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係